

参考仕様書

1 件 名

新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策業務委託

2 目的

新宿区において、ハロウィン時期等の来街者の増加が予想され、事故等防止に向けた対応が必要となることを踏まえ、令和6年6月21日、「新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例」（以下「本条例」という。）を制定し同日施行した。本業務は、本条例の制定を踏まえ、ハロウィン期間において、新宿駅周辺地域に不特定多数の来街者が見込まれることから、シネシティ広場等、来街者の集中による混雑の緩和や滞留の抑制を図るための安全対策を実施することにより、履行場所における安全・安心な環境を確保することを目的とする。

3 履行場所

新宿駅周辺地域（別紙1_履行場所のとおり）

4 履行期間

契約締結の翌日から令和7年12月2日（火）までとする。

5 安全対策実施日時

令和7年10月31日（金）から同年11月1日（土）まで（時間は別途指定する）

（対策に係る物品等の設置・管理及び撤去に係る時間は除く）

ただし、関係者との調整の結果、安全対策実施日の日時に変更が生じる場合は、この限りではない。

6 従事者等

(1) 本業務を総括する責任者として警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）で定める警備員指導教育責任者を安全対策に従事する者とは別に置くこと。

(2) 本業務の連絡責任者として、勤務時間ごとに法に定める雑踏警備業務検定1級もしくは2級又はそれと同等の資格を有する者をパトロールに専従する者とは別に常時確保すること。

7 活動体制

(1) 活動人員

100名以上

なお、履行場所を3つ以上のエリアに分け、エリアごとに「連絡責任者」1名以上を配置すること。「連絡責任者」の任務は、担当エリアにおいて、有事が発生した際に、事実を確認し、本部に連絡するものとする。

(2) 従事者は、原則3名1組とし、うち1名以上は、最低1年以上警備業務に従事したことがある

者とする。

- (3) 従業者を交代する場合は、事前に区と協議し、業務遂行水準を維持できるよう、警備員の能力、体力、年齢構成等を十分考慮し、交代要員を決めること。
- (4) 風水害の天災等により、規定の活動人員の確保が困難である場合には、区と協議した上で、限られた活動人員の範囲内で効果的に業務を遂行すること。

8 委託業務内容

別表「委託業務内容」のとおり

9 受託者

受託者は、法第4条の認定業者であって、過去5年以内に法に基づく行政処分を受けたことがない業者であること。このことについては、受託者は、業務の遂行にあたり、区に対し、法で定める認定証の写しと誓約書を提出すること。

10 従事者の服装及び装備資機材等

- (1) 受託者は、従事者に身分証明書を携行させるとともに、従事者に原則自社規定の制服を着用させ、雨具、防寒衣等についても受託者において用意すること。
- (2) 受託者は、業務上支障のある場合を除き、業務中の従事者に対して、区民等からの請求があった場合には、委託元である担当課名、受託者社名を告げさせること。
- (3) 受託者は、本事業に必要な装備品（携帯用拡声器、携帯電話機、懐中電灯、住宅地図等）を用意するとともに、緊急時等における連絡体制を確保すること。

11 留意事項

- (1) 受託者は、従事者に対し、本業務の内容（関係法令、条例等）を熟知させること。
- (2) 本委託の施行に当たっては、道路法、道路交通法、東京都関係条例等及び新宿区条例等の関係法令を遵守するとともに、関連する基準等に従い、円滑な進捗を図ること。
- (3) 受託者は、従事者に対し、職務を執行する上で特別な権限を有していないことを認識させること。

また、区民等に対する声掛け（助言、注意）を積極的に行うよう指導すること。

なお、区民等に対する声掛けは、区民等から誤解を招くことのないよう言動には十分配慮するよう指導すること。

- (4) 受託者は、従事者の活動に関し、区民等から苦情があった場合には、事実を確認するとともに、発生原因等を内容とする書面を作成し、報告すること。
- (5) 受託者は、常に従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。

12 特記事項

- (1) 受託者は、従事者が業務遂行中に被った災害等の事故について、一切の責任を区に求めな

いこと。

- (2) 受託者は、委託業務により区又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うこと。
- (3) 受託者は、個人情報の取扱いに配慮し、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (4) 受託者は、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等に努めること。
- (5) 受託者は、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (6) 荒天その他の理由により、安全対策の実施が困難な状況が発生した場合には、安全対策を縮小・中止とすることがある。

なお、安全対策の縮小・中止に伴う委託料は、区と協議すること。

- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、区と協議して決定すること。

13 担当部署

危機管理担当部危機管理課危機管理係

電話 03-5273-3532

別表「委託業務内容」

1 警備の基本

(1) 雑踏警備対策

- ・ 飲酒でき、局所集中する可能性のある場所（シネシティ広場等）は封鎖する。
- ・ 人の滞留を避けるため、一方通行の導線確保する。

(2) マナー啓発・広報

- ・ 飲料の空き缶、タバコ等のポイ捨て等マナー啓発を徹底し、行為者に対して声掛けを実施する。
- ・ 本条例に規定する迷惑行為の防止について、啓発を徹底し、違反者に対して声掛けを実施する。

(3) 路上飲酒対策

- ・ 路上飲酒の制限区域において、広く広報を実施する。
- ・ 路上飲酒している来街者に対して、声掛けを実施する。

2 事前準備

(1) 安全対策に係る計画書（以下、「安全対策計画」という。）の作成・提出

ア 履行場所における来街者の集中による混雑の緩和や滞留の抑制を図る計画とすること

イ 安全対策計画には次の内容を記載すること

- ・ 業務受託期間中のスケジュール
- ・ スタッフ控え場所のレイアウト
- ・ スタッフ（滞留抑制等に係る警備員（制服着用）、その他安全対策に係る物品設営・撤去員等）の必要数確保及び配置
- ・ 履行場所における来街者の集中による混雑や滞留の可能性がある場所への対策方法
- ・ 履行場所における安全対策に資する監視ポイントの選定
- ・ 監視カメラの設置場所の選定
- ・ 安全対策に効果的な来街者向けアナウンス内容及び方法
（アナウンスの内容）
 - ・ 履行場所における路上飲酒の禁止に関すること
 - ・ 滞留抑制及び混雑緩和のための注意喚起に関すること
 - ・ 条例で禁止されている迷惑行為（火気を使用する行為、街路灯等に上る行為、騒音を発生させる行為等）に関すること
 - ・ 法令・条例で禁止されている行為の注意喚起（路上飲酒、路上喫煙、ポイ捨て等）に関すること
- ・ 履行場所における来街者数の把握手法
- ・ 必要物品等の一覧（別紙2_想定される必要物品一覧の例参照）
- ・ 履行場所における来街者、店舗その他の利害関係者からの陳情、事件、事故発生時の報告方法
- ・ その他、安全対策実施について必要な事項

- ウ 安全対策計画については、区及び(2)安全対策に係る関係者と調整の上、作成すること
- (2) 安全対策に係る関係者（関係行政機関ほか各種事業者）との調整

ア 警察（警視庁第四方面本部、新宿警察署、四谷警察署）

警備全般

イ 消防（新宿消防署）

有事の際の緊急車両（消防・救急）の手配

ウ 各種事業者

交通事業者ほか安全対策の履行に必要な事業者からの要請対応

エ その他、安全対策計画の策定に必要な関係者との調整

(3) 予告看板の作成・設置

ア 看板の作成

- ・ 安全対策実施日において、路上飲酒制限及び警備措置等を実施する内容であるもの
- ・ 作成枚数 75枚

イ 看板の設置

- ・ 新宿駅周辺地域 75か所
- ・ 安全対策実施日の2週間前までに設置

(4) 安全対策に係る各種申請

ア 道路使用許可申請（警察）

イ 道路占用許可申請（新宿区等）

3 安全対策実施日

(1) 安全対策計画に基づく業務

ア 物品等の設置・管理及び撤去（撤去は予告看板を含む）

- ・ シネシティ広場の使用制限のための物品等の設置については、午後1時まで、その他警備に必要な物品等の設置については、午後4時の安全対策実施までに完了すること。
- ・ 安全対策終了後、直ちに、設置した物品を撤去し、原状回復を図ること。

イ 来街者の滞留抑制、局所集中による混雑緩和措置の実施

- ・ 履行場所においては、来街者の局所集中を避けるため、シネシティ広場等への立入りを禁止する措置を講ずること。
- ・ シネシティ広場への立入りを禁止するに当たっては、広場全体を高さ2メートル以上の目隠しで覆い、外から見通せないようにすることとし、南北両側に歩行による通路を確保すること。
- ・ 各路上においては、一方通行による導線を確保するなど、人の滞留を回避するための措置を講ずること。

ウ 安全対策に効果的な来街者向けアナウンスの実施

広報については、周囲を見渡せる程度の高所等広報に効果的な場所から、滞留抑制及び路上飲酒制限及び迷惑行為について、安全対策に効果的な広報を実施すること。

エ 路上飲酒者及び迷惑行為者に対する声掛け

- 路上飲酒者に対して
路上飲酒制限区域内において、路上飲酒をしている者を発見した際には、当該飲酒者に対して、路上飲酒をやめるよう声掛けを実施すること。
- 迷惑行為者に対して
新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例に定める迷惑行為をしている者を発見した場合は、当該行為をやめるよう声掛けを実施すること。
- その他法令や条例違反者に対して
ゴミのポイ捨て、路上喫煙者等の法令や区条例に違反する者を発見した場合には、当該行為をやめるよう声掛けを実施すること。
- 声掛けに応じない場合の措置
声掛けに応じず、状況が悪化する恐れがある場合には、本部に速報し、区職員を要請する、110番通報により警察官の臨場を求める等の措置を講ずること。

(2) 履行状況の随時報告

ア スタッフの参集状況

イ 事件・事故の認知等

現場において、従事者が、事件・事故を認知する等の有事の際は、連絡責任者が事実を確認し、直ちに本部に速報し、対応の指示を仰ぐこと。

なお、急を要さない事案については、書面により一括報告すること。

報告内容は次のとおりとする。

- ・ 発生日時・場所
- ・ 陳情（申出者）・事案の概要、処理結果

ウ その他、区から指示のあった事項

(3) 報道等からの取材への対応

報道等からの取材については、新宿区において一括して対応するものとし、現場その他の場所において、報道機関等からの取材依頼があった場合には、相手方には、新宿区が対応することを伝え、その旨を本部に速報すること。

4 安全対策終了後

(1) 完了届の作成・提出

(2) 業務報告書及び監視カメラ映像の作成・提出

ア 業務報告書は電子データ（Word/PowerPoint形式、CD-R）とする。

イ 業務報告書には次の内容を記載すること

- ・ 実施結果
- ・ ハロウィン当日及びその前後（10月25日から27日、10月31日から11月3日の間）における人流調査に関する検討結果（調査については、独自に収集した人流データ及び企業向けに人流データを提供している企業から取得したデータでの検討も差し支えない）
- ・ 来年度に向けた反省検討点等

ウ 電子データは、納品前に以下の項目に従ってコンピューターウイルスチェックを行うこ

と。

- ・ 業務報告書が最終的に完成した時点でウイルスチェックを行うこと。
- ・ ウイルス対策ソフトは最新のデータに更新されたものを使用すること。
- ・ 納品するCD-Rのラベルには、使用したウイルス対策ソフト名、ウイルスパターン定義年月日またはパターンファイル名、ウイルスチェック年月日を記入すること。

別紙 1_履行場所

新宿駅周辺地域



別紙 2_想定される必要物品一覧の例

項 目	資 材	仕 様
安全対策 現場スタッフ (警備員)	無線機	
	拡声器	ハンド型メガホン、電池式
	警備ホイッスル	
	雨具	
	A3 サイン	
	プラカード	
履行場所	トランシーバー	IP シーバー
	監視ポイント用ローリングタワー	高さ 1.5 メートル以上
	グレーメッシュ幕	
	イレクターフェンス	
	スチールフェンス	
	カラーコーン	ウエイト付き
	コーンバー	